

【1986年2月10日】老人保健制度の改正について（一部負担の改正、保険者の拠出金算定方法の見直し、老人保健施設の創設）（答申）

社会保障制度審議会

昭和61年2月10日

厚生大臣 今井 勇 殿

社会保障制度審議会
会長 隅谷 三喜男

老人保健制度の改正について （答申）

昭和61年1月27日厚生省発健医第11号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

我が国の分立した医療保険制度を基盤として老人対象にのみ独自の制度を創った老人保健法については、既に本審議会としては昭和55年に意見を述べたところであり、さらにそれにのっとり昭和56年の諮問についても一つの新しい考え方に立つものとの見地で答申を行ってきている。また、昭和60年には老人福祉についての当面のあるべき方向を示し、それは特に中間施設についての一つの提案を含むものであった。本審議会はこれらの経緯を踏まえて、今回の諮問の審議に当たった。

今回の改正は近時の老人の増加に伴う老人医療費や要介護老人の増大に対応しようとするものであり、また国の財政事情によるところが大きいことから、その取り組みの姿勢としては理解できなくもない。しかし、老人対策の中長期的展望が不十分なためにその内容は現実対応を急ぐあまりの結果ではないかとの憂慮を生む。

1 一部負担について

老人保健制度は、老人以外の人々の拠出を基本とし、かつ、その人々との医療保険各制度での一部負担との均衡もあるとはいえ、改正に当たっては受診の抑制にならないよう急激な負担の上昇を避けることが望ましい。

2 保険者の拠出金について

保険者の拠出金算定方法の変更は、老人の国民健康保険への加入者率の増大に基づくものであり、その方向は財政調整としてはやむを得ないといえるが、その実施方法につ

いての批判を蒙ることは避けがたい

財政的に負担能力が不十分な保険者についての配慮も忘れてはならない。

3 老人保健施設について

今回諮問された老人保健施設はいわゆる中間施設の一つであり、これだけで老人の多様な需要に広く応えることは困難であろう。老人福祉のための中間施設については、今後の総合的な老人施策としての展開に期待するものである。今回の老人保健施設については、審議中に示されたモデル施設の実施をめぐっての留意すべき事項を始めとし、介護従事者の育成、低所得者への配慮など慎重な検討を要する問題が多いことを指摘しておきたい。

なお、本施設は医療管理下での老人の処遇を含むものであることから、その療養費の在り方については既に本審議会の老人福祉の在り方に関する建議で述べたところにより十分慎重を期することが望まれる。

4 国民健康保険について

国民健康保険での保険料（税）の滞納への措置をこの諮問において扱うことには問題もある。しかし、悪質滞納者への措置は国民健康保険財政の健全化のために必要とするものとして了解したい。